

# 義務標準法關係

## 義務標準法関係（学級編制）

### 文部科学省の方針

- 学級編制・教職員定数の在り方については、学校教育制度の根幹に関わるものであることから、文部科学省としては、「教育環境整備法案」の国会提出に向けた今後の検討の中で、第3次勧告の趣旨も十分に参酌した上で、教育一括交付金（仮称）の実現に向けた検討状況も見極めつつ、学校教育における地方分権の推進に取り組んでいくこととする。

### 検討を進める上での課題

- 学級編制に関する権限を都道府県から市町村に移譲することについては、第1次勧告以降、人事権及び給与負担等の移譲とあわせて、地方関係団体の関係者等から構成される「協議会」において検討を行っているが、関係者間の意見の隔たりが大きく、議論の一致を見ていない。  
今後、関係者間で一定の結論が得られるよう、内閣府及び総務省におかれてもご尽力を頂きたい。  
（例えば、文部科学省、内閣府、総務省連名での地方公共団体への要望書の提出 等）
- 市町村への権限移譲を円滑に進めるに当たっては、基礎的自治体の規模の問題の議論も重要であり、例えば、基礎的自治体の規模を人口30～50万人程度で再編するなどの条件整備の推進が必要であると考えます。こうした問題について、内閣府・総務省においても早期に方向性を示して頂きたい。
- 教育環境整備全体の総合的な検討を待たず、現時点で個別事項を切り出して結論を出さなければならない合理的理由があれば伺いたい。

## 学級編制に関する権限の移譲についての主な意見

【全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会】(平成21年7月『国の施策並びに予算に関する要望』)

・市区町村への学級編制に係る権限の移譲については、権限拡大の是非について包括的かつ慎重に検討を行うこと。

なお、検討するにあたっては、学級編制の権限と併せ、教職員の定数管理や給与負担も一体として取り扱うとともに、その責任を負うことを前提とすること。

### 【協議会(※)における意見】

・都道府県の意見としては、できるところから権限を移譲するということではなく、給与負担、学級編制や教職員定数を包括的・一括的に移譲していただきたい。

・給与負担と人事権が移譲されれば、学級編制権限も各市町村には移譲されると思うが、いきなりおろすというのは早い。危険だと思う。

・責任を考えずに、給与負担を別にして、学級編制だけもらいましょうか、という話はないのではないか。

・隣の大きな市では30人学級である、道路隔てて隣の市は30人学級、こちらは40人学級、そういうものが県内にいくつも出てくるというのは本当にいいことなのか。

### 【指定都市教育委員・教育長協議会】

(平成21年7月「要望書」)

・学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を図りたい。

### 【中核市教育長会】

(平成21年7月『平成22年度文教に関する国の施策及び予算に関する要望』)

・「財源確保を前提とした給与負担、学級編制及び教職員定数に関する権限の移譲」

### 【協議会(※)における意見】

・給与負担が移譲されない場合でも、学級編制権限を市町村に移譲することは難しいことではない。学級編制基準を弾力化し、学校の判断で学級編制をできるようにする必要があるのではないか。

・給与負担の問題が解決しなければ、他の学級編制などの問題に手をつけられないというスタンスではなく、給与負担と切り離れた上で、学級編制や教職員定数及び人事権を可能な限り、基礎自治体に下ろしていく方向で検討する必要があるのではないか。

・学級編制や教職員定数の決定については、国が県に対して裁量を委ねているように、市町村の裁量で決定できる余地を作っていくとよいのではないか。

(※)第6回「県費負担教職員の人事権等の在り方に関する協議会」(平成20年10月27日開催)における出席者からの発言

# 平成21年度学級編制弾力化実施状況について

## 【都道府県実施】

編制人員 学年区分	30人	31～34人	35人	36～39人	実態に応じて実施	純計
小学校1・2学年	12県	3県	22道府県	2県	10府県	41道府県
3・4学年	—	1県	9県	1県	11府県	20府県
5・6学年	—	1県	8県	2県	10府県	20府県
中学校	6県	4県	22道県	1県	11府県	38道府県
純計	13県	5県	32道府県	3県	12府県	46道府県

## 【市町村実施】

編制人員 学年区分	30人以下	31～34人	35人	36～39人	実態に応じて実施	純計
小学校1・2学年	17市町村	3市町村	6市町村	—	—	26市町村
3・4学年	5市町村	1市町村	10市町村	—	2市町村	18市町村
5・6学年	3市町村	1市町村	1市町村	—	1市町村	6市町村
中学校	5市町村	3市町村	9市町村	2市町村	2市町村	20市町村
純計	19市町村	6市町村	17市町村	2市町村	5市町村	46市町村

- ※1. 「実態に応じて実施」とは、地域や学校に応じ、児童生徒の実態を考慮して少人数学級を行っているものである。  
 2. 「純計」は、縦の区分（例えば小学校1・2学年と5・6学年）及び横の区分（例えば30人と実態に応じて実施）で複数実施している県数を除いた数である。

文部科学省調査

## 義務標準法関係（教職員定数）

### 現 状

- 義務標準法に定める教職員定数の標準が、県費負担教職員に限られることについては、市町村費負担教職員が制度化される際の法改正で、内閣法制局の審査を経て法文の整理が行われている。
- 地方公共団体において、現在の義務標準法の規定により実務上の混乱は何ら生じておらず、市町村による教職員の任用の妨げになっているとの意見も頂いたことはない。現実には、平成18年の制度改正以降、市町村費負担教職員の任用が進められている。（平成21年度：880人）

### 今後の対応方針

文部科学省としては、上記のとおり、現在の規定で支障はないものと考えているが、仮に地方の教育行政の妨げになっている例があればご教示頂きたい。そのような事例があった場合は、ご指摘のご懸念について、法律の趣旨を念のため確認する文書（通知）を地方自治体に発出する準備を行いたい。